

＜大館市ひとり親家庭自立支援給付金事業＞

高等職業訓練促進給付金のご案内

ひとり親家庭の父または母が資格取得を目指して修学している期間について給付金を支給し生活の負担軽減を図ります。

1. 対象者——大館市にお住まいの20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母または父で、次の①～⑤のすべてに該当するかた

- ① 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準であること
- ② 修業年限6月以上の養成機関において、資格の取得が見込まれること
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- ④ 過去に高等職業訓練促進給付金の受給をしていないこと
- ⑤ 高等職業訓練促進費給付金と同趣旨の求職者支援制度等の他制度の給付を受けていないこと

2. 対象資格——修業期間6月以上 の下記いずれかの資格

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤理学療法士 ⑥作業療法士
- ⑦歯科衛生士 ⑧美容師 ⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師
- ⑫デジタル分野の民間資格※1 ⑬その他大館市が地域の実情に応じて定める資格

※1 シスコシステムズ認定資格（CCNP等）LPI認定資格（LPIC等）等

3. 給付金の種類、支給期間及び支給額

○給付金の種類・支給期間

高等職業訓練促進給付金 支給申請を行った月から、修業期間修了まで（上限48か月）

※ただし、平成30年4月1日から訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格取得のために養成機関で修業する場合は、通算36か月を上限として支給する

修了支援給付金 修業期間修了後に支給

※准看護師養成機関修了後、引き続き看護師養成機関で修学する場合は、看護師養成機関修了日以後に支給する

○支給額

	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	100,000円/月	70,500円/月
修了支援給付金（1回限り）	50,000円	25,000円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額40,000円を増額し支給します。

※ただし、所得審査の対象となる年度の1月2日以降に転入された場合は、課税状況に関わらず一律70,500円/月となります。

○手続きについて

1. 養成機関の修業開始前 ―― 事前相談（必須）

事前相談が必要ですので、養成機関のパンフレット等をご持参の上、子ども課児童相談係までご相談ください。（入学申込前の相談をお願いします。）

2. 修業を開始した日以降 ―― 〔高等職業訓練促進費〕の申請が必要です。 ※申請を行った月から支給対象となります。

【申請時に必要な書類】 ①～⑤のすべてが必要です

- ① 児童扶養手当証書の写し または所得課税証明書
（遺族年金等受給者は年金証書の写しと課税・非課税証明書）
所得課税証明書について
 - ・マイナンバー利用による照会が可能な場合は添付不要です
 - ・1月1日に住民登録していた市町村から発行されます。注：4月から7月の間に支給申請を行う場合は、前年の1月1日に住民登録していた市町村から発行されます。
注：同一世帯員が転入者の場合は、その者の所得課税証明書も必要です
- ② 申請者および扶養している児童の戸籍謄本（※児童扶養手当受給者は添付不要）
- ③ 世帯全員分の住民票（全部記載）（※児童扶養手当受給者は添付不要）
※世帯全員とは、現に生計を一にしている者全員のことをさします
- ④ 養成機関が発行する在籍証明書
- ⑤ 振り込み先金融機関の通帳の写し
- ⑥ 申請者の個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（通知カード、個人番号カード）
- ⑦ 申請者の身分証明（運転免許証等写真入りのもの）

※その他、申請者の世帯状況等により、追加書類の提出が必要な場合がありますので、ご了承ください。

申請書等について審査を行った後、支給要件に該当する場合は交付決定通知書を送付します。審査の結果、支給できない場合がありますのでご了承ください。

3. 交付決定後～受講終了 ―― 状況報告および請求書の提出

○毎月月末に口座振込により給付金を支給します。ただし、給付金の支給を受けるためには毎月指定された日までに出席状況を証明する書類及び請求書を提出していただきます。

○給付金の額については、世帯員の異動や課税状況等により変更する場合があります。

4. 受講終了後 ―― 修業完了報告及び修了支援給付金の申請・請求

修了証明書等の受講修了がわかる書類を子ども課児童相談係へ提出していただきます。

修了支援給付金は修了日より30日以内に申請が必要です。

5. 問い合わせ、申請先

大館市役所 子ども課 児童相談係

〒017-8555 大館市字中城20番地

電話 0186-43-7054（直通）

【ご注意】

国の制度に基づき実施している事業のため、今後国の制度改正により内容が変更となる場合があります。